

第3回京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会 議事概要

○日時 平成29年8月28日(月)14時00分～15時26分

○場所 神交共ビル9階大会議室

○出席 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会委員名簿、配置図参照

○資料

<資料>

資料1：京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱(改正案)

資料2：タクシー事業の現状について

資料3：「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査について

資料4：タクシー業界の取り組みについて

資料5：京浜交通圏のフォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果

資料6：京浜交通圏のフォローアップ通達に基づく活性化項目の目標(中長期)

参考資料1：特定地域計画の認可について

参考資料2：供給削減実施までの流れ

参考資料3：京浜交通圏における「運行可能ステッカー」の取り扱いについて

○開会

【芦澤部長】・開会 ・司会者自己紹介 ・協議会成立報告(京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱第5条第16項) ・協議会は原則として公開とする規定と報道関係者終了まで入室可の説明(京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱第5条第15項) ・報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い ・資料過不足の確認 ・新メンバーの紹介：井澤委員(設置要綱第4条(2)タクシー区分)、神奈川運輸支局の方々のオブザーバーとして出席の報告。それでは早速議事に入りたいと思います。ここからの進行は、会長にお任せ致します。岡村会長よろしくお願い致します。

【岡村会長】それでは、議事に入ります。昨年9月23日に開催致しました第2回の特定地域協議会から約1年が経過しますが、この間の取り組みやフォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値等について事務局から報告をして頂くとともに、各委員の皆様方からは忌憚のないご意見を頂ければと思っております。それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。議題**(1)京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱の改正について**、を事務局より説明をお願い致します。

【芦澤部長】それでは、**資料1**「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱(案)」をご覧ください。変更内容についてご説明させていただきます。変更内容については、赤字で示してございます。第4条(協議会の構成員)をご覧ください。第1項の構成員の任期についてとなります。これまで特定地域の指定期間に併せて任期を平成30年7月31日迄とさせて頂いておりましたが、法令により、協議会への加入・脱退は自由となっておりますので、構成員の任期を廃止したいと考えています。本設置要綱第4条第1項(2)タクシー事業者等の

区分として、「⑨三和交通神奈川株式会社 総務監査室長」が脱退されまして、先程ご紹介致しました「⑨三和交通神奈川株式会社 総務監査室次長」から加入の申し出がありましたので、新たな構成員として加えさせて頂きたいと思っております。第4条第1項(5)のその他協議会が必要と認める者の④一般財団法人神奈川タクシーセンター管理指導部長から常務理事へ役職変更に伴う改正及び⑤東洋大学国際地域学部を国際学部へ学部名の変更に伴う改正となっております。次に、第5条第17項をご覧ください。ここでは、書面開催についての定めが記載されておりますが、この書面開催ができる範囲につきましては、これまで、国土交通省から発出されておりました協議会ガイドラインに沿う形で、「公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出」のケースに限っておりましたが、国土交通本省に確認したところ、必ずしもこれらに限るものではないとの回答を頂いた事から、報告事項や軽微な変更について書面開催が可能となるよう「会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出及び軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、」と改めたいと思っております。以上、設置要綱の改正について、説明させて頂きました。

【岡村会長】 只今、事務局より「設置要綱の改正について」説明がありましたが、本件につきましては、本設置要綱第4条1項及び第5項につきましては、新たな構成員の加入・脱退と構成員の任期を廃止、構成員の役職変更と学部変更となっており、設置要綱第4条第1項の規定によりまして、任意に加入又は脱退することが出来るとなっておりますので、特段ご意見はないという事でよろしいでしょうか。また、第5条第17項の書面開催ができる範囲につきましても、軽微な事項を追加し書面開催出来るようにするという事ですので、特段ご意見はないという事でよろしいでしょうか。

***** 異議無し *****

それでは、設置要綱の改正につきましては、原案のとおり承認とさせて頂きます。次に議題(2) **タクシー事業の現状について**、をオブザーバーとして出席頂いております神奈川運輸支局より説明をお願いします。

【小松首席】 それではご説明させて頂きます。**資料2「タクシー事業の現状について」**をご覧ください。1ページは平成28年7月1日現在の全国特定地域で京浜交通圏がこれに指定されています。全国の営業区域638地域の内の特定地域27地域が掲載されています。2ページは活性化事業計画の認定申請状況を示した表です。一番下の表は参考で旧タクシー特措法の各事業者の適正車両の取り組み状況を示しており、平成20年7月11日に特々地域指定の基準車両数から10.11%減車を行ったという事です。真ん中の表は平成27年1月27日に公示した適正車両数を平成28年7月15日に一部改正し公示しております。京浜交通圏の適正と考える車両数の上限値は6,379両で平成29年3月末現在の車両数は6,879両と乖離率7.27%で500両の差がある状況です。3ページは事業計画の認可及び車両の削減実施状況を示した表です。法人タクシー109社中、合意事業者が101社全て事業者計画の認可を受けている状況です。事業者計画の認可状況ですが抹消109両、休車313両、合計427両となっております。その内、平成29年7月末実施状況ですが抹消57両、休車13両、合計70両となっております。事業者計画外の抹消が4両あり、合計74両の削減を行っているところです。真ん中の表は現在6,879両から自動車計画認可状況合計427両及び自動車計画外の削減4両の事業者計画を全て実施した場合

6,448 両となり、適正車両数との乖離率は 1.07%と 69 両の差があります。個人タクシーは全事業者 2,068 者中、合意事業者 2,031 者、その内、2,017 者が事業者計画の認可を受けており、残りの 14 者は譲渡成就で現在申請中です。事業者計画の認可状況は曜日指定 1,678 者、日付指定 339 者、平成 29 年 7 月現在では実施事業者はありません。4 ページは平成 20 年 7 月から車両数の推移を現した表です。平成 20 年以降の特別指定地域の指定、平成 21 年の特措法の施行以降、各地域も減休車に取り組んでおりますが、現在は、ほぼ横ばいに推移しています。京浜交通圏の適正と考えられる車両数は上限 6,379 両であり平成 29 年 3 月末現在の車両数は 6,879 両との乖離率 7.27%、500 両の差があります。5 ページ以降の資料は、京浜交通圏の平成 19 年度から平成 28 年度の輸送人員、営業収入、日車營收、日車実車キロ、実働率、実車率の推移を示した表です。5 ページ、輸送人員、営業収入においては、21 年度以降ゆるやかな右肩下がりとなっています。6 ページ、日車營收、日車実車キロにおいては、ほぼ横ばいとなっています。7 ページ、実働率に関しては労働不足等もあり最近は低い水準で推移しています。実車率は、ほぼ横ばいで推移しています。以上が京浜交通圏の現状です。

【岡村会長】ただいま神奈川運輸支局より「タクシー事業の現状について」説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

*** 質問等になし ***

引き続き議題 (3) **フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査について**、について進めさせていただきます。本協議会にて、活性化の項目についての目標値を定めるよう通達が出されております。先ずはオブザーバーとして参加しております行政から「フォローアップ通達」について説明してください。

【小松首席】資料 3 をご覧ください。1 ページは平成 26 年の改正特措法附則の第 17 条、施行後 5 年を経過した場合は改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認める時は、結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。また、改正特措法付帯決議、衆議院 16. 及び参議院 14. では、3 年毎に検証を行い両院に報告する事になっており、いずれも適正化活性化の取り組み状況のフォローアップを行う事とされております。2、3 ページは、その為、平成 28 年 4 月 1 日に確定したタクシー革新プラン 2016 選ばれるタクシーにおいて、特定地域、準特定地域における地域の指定公開について具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域事業者の取り組みを評価し、結果を公表する事とされております。5 ページは、それを踏まえまして、平成 28 年 12 月 27 日に特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に係るフォローアップについての通達が発信されました。特定地域の協議会において各種取り組み状況を把握し実績に基づいて、地域指定の公開についてのフォローアップを行いタクシーの安全性、利便性の向上を図る革新プランの内容で 8 月公表を目指しています。この調査は毎年行い調査結果を本省に 6 月までに報告する事、8 月に公表する事、タクシー協会のホームページで公表する事とされております。6 ページ II では具体的なフォローアップの内容が書かれています。今回は初回調査で 3 年の調査を依頼しており、例として 1(2)②の賃金の改善度については、全事業者の過去 3 年間の全運転者賃金を調べる事になっております。7 ページ、活性化項目 2(1)評価指標は、3 年の状況調査を頂きたいところですが、(2)計画的な活性化の促進は、項目ごとに目標値の設定、次年度からは調

査結果の検証と新たな目標の設定をして頂き、国土交通省へ報告する事とされております。報告については、地域計画へ反映されたものの提出をもって代える事が出来る規定となっております。①から⑨までの調査項目選定は、平成 27 年 2 月に国土交通省が実施した国土交通行政インターネットモニターアンケートにおける上位 6 項目に環境、安全の 3 項目を追加致しました。評価手法は、前年度の伸びを評価しますが、項目によって先行して取り組んだものは頭打ちで評価されない事になり、費用対効果が求められない事が考えられます。地域の実情の違う中の評価、公表は、これから検討して行く事となります。今回の協議会は、活性化項目の目標値の設定の項目及び設定する事が望ましい 9 項目について、ご検討頂ければと存じます。以上がフォローアップの説明です。

【岡村会長】 只今、神奈川運輸支局より「フォローアップ通達」について説明がありました。ご質問のある方はお願い致します。

***** 質問等になし *****

ありがとうございました。それでは次に、活性化項目の目標値について事務局から説明をお願い致します。

【芦澤部長】 まず、始めにタクシー業界の取り組みについて説明致します。**資料 4** をご覧ください。タクシー業界の取り組み、1 ページは、1. 妊婦・子ども向けタクシー取り組み事業数及び認定運転者数シェアです。三ツ境交通有限会社の取り組みを紹介しています。NPO 法人と取り組み、お客様が表のとおり年々増加しております。京浜交通圏における子育て育児支援タクシー実施事業者は、横浜市 13 社、川崎市 2 社、横須賀、三浦市で 7 社、妊婦、陣痛支援タクシー実施事業者は、横浜市 25 社、川崎市 8 社、横須賀、三浦市 8 社となっております。タクシー協会では、神奈川県助産師会からタクシードライバーの講習会のご案内をメール等で、会員に送付しています。神奈川タクシーガイドを配布しておりますので、各社取り組み状況が記載されております。2 ページ、UD 研修受講関係です。高齢者、障がい者の方に適切な対応が出来るようにユニバーサルドライバー研修をタクシー協会で行っております。法人は 24 年度から、個人は 27 年度から認定を受けて実施しており、法人 1,313 名、個人 600 名の方が受講しています。3 ページ、観光タクシー関係です。法人で平成 25 年に京浜交通圏をモデルケースとして、かながわ観光タクシー認定ドライバー制度を創設し県内に訪れる観光客におもてなしの心を持って接客して頂くように研修をしております。536 名の方が認定を受けております。4 ページ、外国語研修関係です。神奈川タクシーセンターで京浜交通圏の乗務員を対象にした研修会を平成 27 年度より実施しております。法人、個人タクシー併せて初級が 155 名、中級が 70 名の方が受講しています。タクシー協会では、指差しシート、翻訳アプリのボイストラの活用を進めております。後ほどご説明致しますが、スマホ配車アプリ導入による外国人対応を検討しています。5 ページは、そのスマホ配車アプリ導入関係です。特定地域指定時に利用者アンケートを行いました。その中にアプリ配車の要望があり、また、白タク、ライドシェア対策として、昨年度からタクシー協会内で小委員会を立ち上げました。DeNA との共同で実証実験が 9 月 12 日から横浜市中区、西区、横浜線の長津田駅までの間で行われます。6 ページ、UD タクシー導入車両数関係です。健常者に限らず、どなたでも利用出来る UD タクシーは、現在、日産の NV200 が UD として認定されていますが、10

月ごろから次世代タクシー、トヨタのジャパントクシーが導入されます。UDタクシーは、現在 173 両が稼働しています。7 ページ、環境対応車導入について、タクシー地球にやさしい LPG を使用しています。先ほどのジャパントクシーは、LPG、ハイブリットで更に CO2 の削減が期待されます。タクシー車両の 10,000 台の 20% をジャパントクシーに代替えと仮定すると年間で 9,000 トン、杉の木の約 640,000 本、横浜市西区の大きさの削減効果となります。8 ページ、先進安全自動車 ASV の導入です。安全システム導入のジャパントクシーは、自動ブレーキ、車線からはみ出し警報、ヘッドライトのオートマチック等の様々なシステムが搭載されており、事故防止に繋がると考えられます。9 ページ、クレジットカード、電子マネー導入に関する事です。クレジットカード対応車両数 87% が導入されており、電子マネー、電子クレジットは導入が進んでいません。クレジットカードについては、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックまでに倍増計画が全タク連で進めており、神奈川県は 87% から 100% を目標となります。電子マネー、クレジットは、スマホ配車アプリ導入により、更に導入が期待されます。10 ページ、その他の取り組み、女性ドライバーの新規就労・定着については、女性ドライバー応援企業認定制度が創設され、現在 27 社が認定を受けています。また、昨年は、92 名の女性ドライバーが新規登録されています。11 ページ、新規乗務員の確保、タクシードライバーは、悪いイメージが浸透しており、中々採用に繋がらない状況になっている事から、SNS を通じてイメージアップを図るための 27 社が動画を作製し配信しております。12 ページ、地震対策、東海地震等の発生時に乗務員が対応出来るように、旅客の安全確保にタクシー災害対策マニュアルを作成し全車両に配布いたしました。13 ページ、羽田空港、成田空港の定額運賃関係です。昨年は、2,400 万人が訪れました。今後は、ラグビーワールドカップ、オリンピック等々、多くの外国人観光客の方が県内にお越し頂きますが分かり易い定額運賃を導入しています。14 ページ、最後にタクシーサービスの活性化です。各社サービスメニュー掲載した 6 支部ごとのタクシーガイドを作成配布いたしました。また、外国語対応のタクシー協会のホームページリニューアル、今年度中には、外国人対応の観光ガイドを作成する予定です。資料 5 は、活性化項目について、協会独自で京浜交通圏事業者に調査を行った結果です。①妊婦・子ども向けタクシー認定運転者数、運転者数 12,781 名に対し、平成 30 年度目標は、14.3%、1,830 名の計画です。②UD 研修の受講者数は、17.3%、2,205 名の計画です。③観光タクシー認定運転者数は、8.4%、1,069 名の計画です。④外国語講習受講運転者数は、4.5%、575 名の計画です。⑤アプリ配車の対応車両数、車両数 6,847 両に対し、49.5%、3,388 両の計画です。⑥UD タクシーの導入車両数は、6.9%、472 両の計画です。⑦環境対応車の導入車両は、24.0%、1,642 両の計画です。⑧先進安全自動車 ASV 導入車両数は、4.5%、310 両の計画です。⑨クレジットカード・電子マネー等導入車両数は、93.2%、6,384 両の計画です。平成 29 年度及び平成 30 年度は、この集計結果を目標値とさせて頂きたいと思っております。資料 6、フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標、中長期設定をさせて頂いております。京浜交通圏における今回設定する各活性化項目について、中長期の目標を設定させて頂いております。中長期とは、概ね 3~5 年を考慮しております。1. 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェアについて、平成 27 年神奈川県衛生統計年報によりますと京浜交通圏における出生数は、3,964 名となつ

ており、その内、タクシーを事前登録し利用する方を70%と見込み、妊婦・子ども向けタクシー運転者数2,780名を目標とする。2. UD研修受講者数及び受講運転者シェア、バリアフリー法に基づくタクシーの整備目標として、2020年度末までに全国の福祉タクシー車両を約28,000台導入する事になっており、整備目標設定時における全国の福祉タクシーの車両数2020年度末現在で、12,256台導入されていた。京浜交通圏では、福祉タクシーの車両数は2010年度末現在で、369台導入されており、整備目標を達成するには、842台が目標となります。京浜交通圏における乗務員の勤務形態は1車2人制が多いため、UD研修受講者数は、2,360人とする。3. 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア、平成25年3月より京浜交通圏においては、かながわ観光タクシードライバー制度が創設され、平成28年度までに510名が認定されており、1,200名の認定者数を目指す。4. 外国語講習受講者数及び受講運転者シェア、京浜交通圏においては、平成27年度より外国人旅客接客研修を実施しており、平成29年7月末現在まで200名受講している。今後は5のアプリ配車導入により、後部座席に多言語対応のタブレットを設置し、そのタブレットを通して外国人利用者と会話する事が可能となるため、目標値は設定しない事としています。5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア、現在、既に導入している事業者もありますが、協会においてもアプリ配車について、神奈川全域での導入を検討しているところであり、今年度中には導入を予定している。全車両の65%の車両の導入を目指す。6. UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア、自治体等の補助金を活用し、全ての方に優しい車両であるユニバーサルデザインタクシーのジャパンタクシーへの代替えする事により、全車両の20%の導入を目指す。7. 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア、6の目標設定と同様。ジャパンタクシーが環境対応車両である事から、自治体等の補助金を活用しジャパンタクシーへ代替えする事により、全車両の30%の導入を目指す。8. 先進安全自動車ASV導入車両数及び導入車両数シェア、6の目標と同様。ジャパンタクシーが先進安全自動車である事から、自治体等の補助金を活用しジャパンタクシーへ代替えする事により、全車両の20%の導入を目指す。9. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア、5のアプリ配車の導入により、クレジットカード・電子マネー・電子クレジットカードもあわせて導入する事から、クレジットカードは全社導入する事とし、電子マネー、スイカ、パスモ等、電子クレジットは、全車両の50%の車両の導入を目指す。以上です。

【岡村会長】ただいま事務局よりご説明がありました。事務局からは、協会独自の調査結果を基にした目標値が示されたところです。それでは、この目標値について皆様のご意見を聞いてみたいと思います。ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

【関委員】資料3の3ページ、II-2 活性化事業について、8項目ですが、いつ頃ASVの項目が追加されたのか皆様に説明しないと分からないのでは。

【小松首席】インターネットモニターで望ましい6項目にプラス環境と安全性ASVが加わって9項目になりました。1月10日の通達には追加されています。(タクシー革新プラン2016以降についても安全性としてASVが追加されております。)

【豊島委員】資料6 フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標(中長期) 5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア、協会を中心に新たなアプリを開発している情報は知ってい

ます。全車両の 65%導入を目指す。と書いてありますが、これ以外にも昔からアプリ配車行っており、弊社では 5 年前から配車アプリを行っていました。協会主導の新たなアプリの参加率 65%を目指すと言っているのか、昔から行っているアプリや、弊社も独自アプリを模索しているアプリも含めて 65%と言っているのか再確認です。4. の多言語対応の後席タブレットの係わりもどうなっているのか。また、6. 7. 8. 項目でジャパントクシーが発売されますが、A S V 搭載、環境対応車は他の車両もあります。その他の車両も含めて何%の目標なのか確認したい。

【芦澤部長】 配車アプリは現在、約 24%弱の導入がされています。現在ある配車アプリ、協会主導のものを含めて 65%とさせて頂いています。6. 7. 8. 項目は、N V 200 が U D タクシーとして導入されていますが、ここ 2、3 年進んでいません。29、30 年度のジャパントクシー導入調査を行っております。中には、日産車両もあり数字を精査させて頂きました。

【豊島委員】 全配車アプリ含めて 65%で、4. の目標値は設定しないというのは、整合性が取れない。協会の配車アプリが多言語化出来ているなら、それを何%としないとなつじつまが合わないのではないか。

【芦澤部長】 4. については、外国語講習受講者です。外国語講習はタクシーセンターで実施しており、協会では実施していません。その代わりに外国語対応タブレットで対応出来る事で、目標値は設定できません。

【豊島委員】 協会事務局としてのご発言か、ここは協議会なので、上をまたいで議論しているので、センターが行っていて、協会は行っていないので、目標値がないというのはおかしい。配車アプリ対応可能だから目標値を設定しないのは整合性が取れていない。4. にアプリ配車、多言語タブレットを記載しているのはおかしい。外したらどうですか。

【岡村会長】 4. について目標値は設定しない事とする。として、根拠のない部分を差し替えるというご提案で、その他は、確認の通りでよろしいですね。

【伊藤事務局長】 時間も無い事なので、豊島委員のご提案については、時間を頂いて事務局に持ち帰って協議させて頂きます。

【岡村会長】 赤字の部分は承認を頂き、根拠については改めて事務局で揉んで頂いて回答するという事にしたいと思います。

【加藤委員】 U D タクシーの導入に向けて、川崎タクシー様はじめご尽力を頂いているところで、U D 車両台数の導入増加に苦慮しています。国も平成 32 年まで車両数を 10%として、60 万円を M A X としての補助を予算の範囲中の台数割で行っています。川崎市も上限 20 万円で行っておりますが、ジャパントクシーが出て来て、どれくらいの上乗せがあるか分かりません。自治体の補助金の活用と書いてありますが、多くの申請があると限られた予算ですので毎年出せるのか皆様にご理解頂きたい。また、トヨタさんだから出すとの意味合いとして、受け取らないで頂きたい。U D 車両の 20%は非常に高い数値をどの様な議論で出したか見えません。あくまでも目標値であれば構わないのですが、ご説明の中では、汲み取れませんでした。

【芦澤部長】 各社に U D タクシーの導入調査を行いました。32 年までにジャパントクシーを導入したい事業者が多かったという事です。今年度も、ジャパントクシーの導入、補助要望が多かったのですが、補助が出るのは京浜交通圏で、その他の交通圏は補助が出ません。また自治体からの補助金、U D タクシー乗り場を設けている地域では、横浜市と川崎市、全国では、東

京都、札幌市などが該当します。これから、UDタクシー、ジャパンタクシーの申請に対して、どの様に国土交通省で出されるか期待しています。

【土生委員】 当社では、グループで先生を招いて妊産婦の研修を行っています。また、外国語もECCさんを招いて半年行った経緯もあります。妊産婦、認定研修については、協会、センターで受講してはじめて認定されるのでしょうか。クレジットカードと電子マネーで、当社は、小田急系列でグループ1社が行っていますが、独自でタクシーにパスモを使うようにするとペイ出来ません。9.の50%というのは。

【芦澤部長】 協会で行っているのは、観光研修、UD研修です。その他の研修は行っていません。個々の会社での研修の報告を頂いて集計しております。電子マネーの50%の数値目標については、導入は進んでいませんが、DeNAの配車アプリを導入した場合にパスモ、スイカ等の利用が出来るようになることから50%に設定させて頂きました。現在、導入しているところも含みます。

【土生委員】 目標を設定しているだけで、拘束力はないですね。利用度が少なかったのです。

【芦澤部長】 拘束力はありませんが、各事業者が進めて頂く事となり、毎年協議会で報告させて頂きます。

【岡村会長】 事務局に確認です。議事については、29年度末と30年度末の目標値設定を皆様にご承認を頂き協議会から資料5、6を国土交通省に報告する事でよろしいですね。

【芦澤部長】 資料5は各事業者から報告頂いた集計です。国土交通省に報告するのは資料6です。

【岡村会長】 失礼いたしました。資料5が30年度末の状況報告で、国土交通省に提出するのは資料6という事で、特に赤字の部分をご承認頂く事でよろしいでしょうか。ご意見いかがですか。

***** ご意見等になし *****

特段ご意見等ございませんので、資料6の赤字の部分で国土交通省に報告し文章の理由付けを事務局に持って帰って頂いて、皆様に後でお示しする事でお願いいたします。それでは、タクシー協会の会長でもあります伊藤事務局長より、今後の活性化に向けた取り組み等について、一言お願いできますか。

【伊藤事務局長】 ご意見ありがとうございました。適正化と活性化をもって当事業の発展が叶う訳でございます。適正化は各事業者が淡々と計画で6ヶ月以内に実施しております。活性化はこれからの部分が多くございます。日車營收については、改善の兆しがありますが、輸送人員、営業収入においては、まだまだ改善の余地があります。フォローアップ通達に基づく活性化の項目に関しては、ご承認頂きました。新たな項目につきまして、数多くありませんが県下統一アプリの検討という内容が入っております。無線でのたらい回し、時に待たされる時間が多くあるところが解消されます。お客様、事業者側の双方にメリットがあるスマホアプリの県下統一化を進めて参りたいと思います。UDタクシーは高価な車両です。自治体の皆様、大変厳しい財政とは思いますが、助成、ご支援をお願いするところです。数値目標が設定されましたので、これに近づくように努力して参ります。

【岡村会長】 ありがとうございます。タクシーが公共交通機関としての役割をしっかりと果たし

ていくための諸問題の解消に向け、活性化を確実に推進していただきたいと思います。次に、議題 (3) その他、ですが、事務局から何かありますか。

【芦澤部長】 活性化項目の目標値のご承認ありがとうございました。その他についてですが、参考資料3をご覧ください。先程、資料2において、神奈川運輸支局からも事業者計画の認可事業者数の話がありましたが、事業者計画の認可を受けた事業者は、認可日より6ヶ月以内に供給削減を実施して頂く事となっております。具体的には、供給削減を実施した法人事業者は、2～4ページの「運行可能ステッカー配布願」を提出して頂き、運行可能の車両に5ページの「運行可能ステッカー」を貼付する事となっております。12月15日までには、事業者計画の認可を受けた全ての法人事業者が実施する事となっております。また、個人タクシーについては、6ページの休車日が記載されたステッカーを貼付する事となっております。運行可能ステッカーにつきましては、以上でございます。

【岡村会長】 ありがとうございます。以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力頂きまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

【芦澤部長】 岡村会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務多忙の中、ご出席を頂き誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。それでは以上をもちまして「第3回 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

※（資料6については、資料6（修正版）の下線部分のとおり修正を行い、各委員に報告済み。）